平成２８年（フ）第５７１号
川崎市幸区南加瀬４丁目35番２－209号　市営住宅
債務者　高原　政美
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７４号
川崎市川崎区出来野９番15－407号　エタニティ川崎
債務者　宮野　隆興
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５８９号
川崎市多摩区登戸3313番地２　グランドマンション多摩川　521
債務者　徳永　英幸
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９８号
川崎市川崎区旭町１丁目19番13号　ＭＫハイツ　202
債務者　大波　康秀
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０８号
川崎市川崎区川中島１丁目12番11－305号　サンウィスタリア
債務者　柳川三津子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３９号
川崎市中原区上平間611番地１　上平間五瀬淵住宅　404
債務者　本田麻理子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４２号
川崎市川崎区江川２丁目16番１号　サンライズ多摩川　Ｂ－609
債務者　澁谷　　慎
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
長野県小諸市丙454番地３　市営住宅779号
債務者　久保　省二
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２１１号
長野県松本市本庄１丁目17番３－1305号
債務者　川上　祥子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２１５号
長野県東筑摩郡朝日村大字古見3469番地１
債務者　塩原　文男（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１６０号
滋賀県彦根市西今町212番地（２－２号）
債務者　宮本　晃靖
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１６４号
滋賀県近江八幡市安土町小中212番地１（203号）、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字西大路2868番地５　古城チェロ104号
債務者　杉本　天人
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１７９号
奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の１　ル・ソレイユ結崎308号
債務者　岡本　　環
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
奈良県大和高田市本郷町10番29号　信永ビル408号
債務者　上戸　　睦
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
山口県下関市豊田町大字手洗435番地
債務者　坂本佳代子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
愛媛県新居浜市新田町１丁目５番248号
債務者　大西　祥紹
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１１７号
愛媛県新居浜市八幡１丁目12番32号、前住所愛媛県新居浜市坂井町３丁目５番８号
債務者　田中　　満
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
　松山地方裁判所西条支部